

# 大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度で利用できる行政手続き

ここに記載している手続き以外にも利用できる場合がありますので、個別に担当課にご確認ください。

	手続きの名称	内 容	証明書等の提示	担当課	備考
1	町営住宅への入居申込	パートナーとして入居申込みができる。	要	維持管理課	
2	教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	パートナーの子の保護者として申請できる。 (住民票が同一住所の場合)	要	こども課	証明書の提示により、保護者として双方の保育要件及び保育料等算定時の課税情報の確認対象とする。
3	施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	パートナーの子の保護者として申請できる。 (住民票が同一住所の場合)	要	こども課	証明書の提示により、保護者として双方の保育要件及び保育料等算定時の課税情報の確認対象とする。
4	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)に関する手続き	パートナーの子の保護者として申請できる。 (住民票が同一住所の場合)	要	こども課	証明書の提示により、保護者として双方の保育要件の確認対象とする。
5	未就学児童の一時預かり事業に関する手続き	パートナーの子の保護者として申請できる。	要	こども課	保護者が直接施設へ利用申込を行う。
6	母子健康手帳の交付	パートナーの代わりに届出・受領ができる。	要	こども課	
7	図書館利用者カードの交付・更新・内容変更	パートナーの子の保護者として申請できる。ただし、パートナーの子と同居している場合に限る。	不要	図書館	

※1 「証明書等の提示」欄が「要」の手続きは、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」または「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」を提示し利用してください。